

補助率
1/3

安心・安全・快適な住まいづくりを応援します

子育て配慮改修 一戸あたり上限 30万円

基本
助成額



※30万円以上の助成対象工事費で1/3以内の額

お孫さんが遊びに
来る祖父母(親世帯)の
家も対象です。

子育て世帯^(※1)が居住する住宅 または子育て
世帯が近居^(※2)する親世帯^(※3)の住宅
(いずれも居住予定を含む。)

助成の対象

対象工事

子育て世帯が安全で安心して
生活するために「子育てし易い
環境」をつくる工事

助成の対象となる工事の一例

1.【子どもや妊婦にとって安全・安心な環境をつくる工事】

転倒を防止する為に床をCFシートに貼替え/転落を防止する手すり設置(バルコニー、窓、階段等)/
子どもの様子を把握しやすい間取りに改修/不審者の侵入を防止する防犯性の高い玄関ドアに取替え

2.【子どもの健やかな成長を支える環境をつくる工事】

キッチンの広さと使いやすさを確保/リビングの広さと使いやすさを確保/子どもが使いやすいトイレ
を増設/子どもの成長に合わせて個室を確保

3.【快適に子育てできる環境をつくる工事】

掃除がしやすい仕上げや設備への改修/収納スペースの広さと使いやすさを確保/雨の日や花粉の多い日
でも洗濯物を干せるスペースを確保/雨の日でも車に乗降しやすいよう庇を設置

別棟となる増築は補助の対象となりません。

《詳しくは、裏面へ》

(※1)「子育て世帯」とは…18歳未満の子ども(若しくは満18歳となった最初の3月31日を迎える子ども)がいる世帯又は妊娠中の
方がいる世帯。

(※2)「近居」とは…子育て世帯と親世帯の近居とは、子育て世帯を含む親・子・孫等の三世代が同一地域(同一公民館の区域又
は直線距離で5km以内)に居住すること。

(※3)「親世帯」とは…親・子・孫の三世代で、子からみて父母、孫からみて祖父母に該当する世帯。

助成される限度額が
増える可能性も!



● 次の条件に該当する場合、基本助成額に加算額を加えた額を上限として、対象工事費の1/3以内の額を助成します。

条件 子育て世帯とその親世帯が
同居・近居する場合

+ 10万円

● 既に同居・近居している場合だけでなく、工事完了後に同居・近居する場合も対象です。

条件 空き家バンク登録住宅を
購入して改修する場合

+ 10万円

● 空き家バンク登録住宅とは、県内の市町村により運営等が行われている空き家バンクに登録されて
いる住宅をいいます。

条件 一定の耐震改修を行う場合 + 30万円

- 昭和56年5月31日以前に着工された住宅で、子育て配慮改修又はバリアフリー改修に併せて、部分的耐震改修又は全体の耐震改修を実施する場合が対象です。
- 「耐震診断」を実施し、その結果、上部構造評点が1.0未満の住宅であって、改修工事後に「特定居室が部分的耐震性能を有する」又は「建物全体が上部構造評点1.0以上となる」住宅である必要があります。

最大の助成限度額80万円!

例 親世帯と同居する子育て世帯が「子育て
配慮改修」として110万円の工事を行う場合

① 助成限度額30万円+10万円=40万円

② 対象工事費の1/3は36.6万円

① >②のため
助成可能額は36.6万円となります。

事業の詳細はコチラ

(一財)島根県建築住宅センターHP



バリアフリー改修 一戸あたり上限 30万円

基本
助成額

※30万円以上の助成対象工事費で1/3以内の額

助成の対象

対象工事

年齢が60歳以上の方 または
身体障がい者が居住する住宅

高齢者等が安全で安心して生活するための
バリアフリー改修工事
ただし、改修後に整備基準^(※1)に適合するものであること。

助成の対象となる工事の一例

1.【高齢者等の移動に対する障がいを解消・緩和する工事】

引き戸の建具への取替/レバーハンドルへの取替/玄関ポーチにスロープを設置/廊下等に手すりを設置

2.【高齢者等の介助・介護を容易にする施設・設備を設ける工事】

浴室・洗面にシャワー装置を設置/灯り付きスイッチ・ワイドスイッチを設置/移動用リフトを設置/
レバー式水栓・自動温度調整付き水栓を設置/昇降用吊り戸棚を設置/暖房洗浄便座を設置

3.【高齢者等の身体的能力の低下に対して補助する工事・事故を防ぐ設備を設ける工事】

廊下等に足元照明を設置/緊急通報装置の設置/ヒートショックを防止する設備を設置/
滑りにくい床材への改修/便所・浴室等の広さを拡張/住宅用スプリンクラー設備を設置/
地震により転倒する危険性のある家具等の固定

(※1)「整備基準」とは…住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく住宅性能表示基準「高齢者等配慮対策等級3」
程度で、主に以下に示すもの。

1. 高齢者等の利用が想定される寝室と便所は同一階(原則1階)にあること。
2. 日常生活空間(玄関、廊下、寝室等)の床は、原則段差がないこと、又は段差対策がされていること。
3. 住宅内の階段、便所、玄関に手すりが設置されていること。
4. 日常生活空間の通路の有効幅が750mm以上確保されていること。

